

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第二部 労働運動

VII 社会保障闘争

4 老後保障闘争

総評が八四年一〇月末、年金対策委員会でまとめた年金改革案は六項目である。同盟が八四年一二月二二日までの執行評議員会でまとめた年金制度の充実にかんする要求は、一五項目である。中央社保協は、「八五年度社会保障拡充にかんする要求」のなかで、老齢年金については、従来、「各種年金の受給権発生の被保険者期間は一五年とし」とあったのを、「社会(基本)年金の受給権を保障し」と改めた。また、障害年金については、従来、老齢年金と同時にうけることができる場合は、「そのいずれかを本人の自由選択にするのではなくて」とあったのを、「既得権を保障し」と手直ししている。

同盟の年金制度充実の要求は、政府の年金改革法案を前提とした改善要求であり、総評の要求は、政府に年金改革法案を取り下げよ、再検討するさいは、総評の年金改革案を考慮せよというものである。政府案についてのうけとめ方、とりくみの姿勢に差がみられた。しかし、ナショナルセンターがそれぞれ個別にとりくんだのでは成果は期待できないので、労働四団体で調整をはかり、国会行動を強めていくことになった。労働四団体の実務担当者会議は統一对応を協議し、八四年一二月二〇日、国会で徹底審議を求める要求をつぎのとおり決定した。

一、老齢年金について。(1)被用者年金の給付水準については、新規裁定老齢年金(二〇年以上加入期間を有するもの)の平均額を、直近男子の平均標準報酬の六〇%とすること、(2)国民年金制度にも「所得比例拠出制」を導入し、国民年金加入者間の再配分効果をはかり、現行水準を維持すること。

二、障害年金について。(1)障害年金の給付水準を現行水準まで引き上げること、(2)事後重症制度の改善については、法執行を待たずに速やかに実施すること、また、過去において適用されなかったものの救済をはかること。

三、遺族年金について。四〇歳未満の子なし寡婦の給付水準を、中高年齢の寡婦の水準と同水準とすること。

四、財政と負担について。(1)国庫負担は将来にわたり、現行負担率を維持すること、(2)保険料の労使負担割合を変更し、事業主負担割合を引き上げること、(3)年金積立金の管理運用については、拠出者の自主運用を原則とし、被保険者代表の参加と有利運用をはかること。

五、スライドについて。年金額の自動改定は賃金スライドとすること。

六、特例措置について。第三種の期間計算などの特例、女子の支給開始年齢の繰り下げと保険料引き上げなどについては、今日までの経緯、労働・雇用環境などを十分考慮し、これに相当する措置を講ずること。

七、適用拡大について。五人未満事業所への厚生年金の適用拡大をはかり、パートタイマーについても適用をはかること。

八、その他の関連事項。(1)八四年度の物価スライドをただちに実施すること、(2)国庫負担の繰り延べ分については、利子を付して返済すること、(3)公的保障を補完する自助努力(企業年金など)への政策的な助成措置(税制措置など)を講ずること。

この徹底審議を求める要求は、一月二九日、四団体の企画担当者会議で確認され、それぞれが各政党に個別に要請することになった。国民春闘共闘会議も一二月三日、この統一要求を確認している。

労働四団体は、これは「修正ではなく要求」であることを強調していた。しかし、一月一日に第一〇二通常国会が召集され、衆議院で審議が再開されると、労働四団体の要請にこたえて一二月六日、民社党は六項目、公明党は国民年金について九項目、厚生年金について七項目の修正要求を提出した。また、一二日には社会党から「当面の具体的修正事項」として二項目の修正要求(修正に至らない場合は、つぎの再計算期—一九九〇年に修正するよう付則に修正項目として列記する)が出され、社民連も五項目の修正要求を提出した。衆議院で修正案、政府原案が可決され、付帯決議が採択された経緯は、本年鑑第二部—IVで述べられているとおりである。

参議院における年金改革案の審議は、八五年三月二六日から実質審議に入ったが、法案の修正折衝が本格化したのは四月一六日からである。一六日に社会党から一三項目、民社党から三項目の修正、一七日には公明党から一二項目の修正要求が提出された。参議院で修正案、政府原案が可決され、付帯決議が採択された経緯は、同じく本年鑑第二部—IVで述べられているとおりである。

総評・春闘共闘の諸行動

年金改革案が衆議院で審議されている段階での総評、国民春闘共闘会議のとりのくみは、以下のとおりである。

国民春闘共闘会議は八五年一二月三日、生活制度対策委員会を開き、年金統一要求を確認し、国会要請行動、大衆行動を盛り上げていくことを決めた。総評は一二月六日、各県評代表の参加を得て年金闘争強化の意思統一をはかった。一三日には日比谷野外音楽堂で「人勧反対・年金改悪反対」の決起集会を開催し、国会に向けて要請・デモ行進をおこなった。さらに衆議院の最大のヤマ場を迎えた一八日に、衆議院議員面会所集会、傍聴行動をおこなった。しかし、その日の社会労働委員会で年金改革案は修正可決されたので、総評としての抗議声明を発表した。国民春闘共闘会議も一月一日、二〇日に衆議院議面集会をおこなっている。

国会での審議が参議院に移った段階からのとりのくみでは、総評は八五年一月一〇日に単産社保部長会議を開き、国会再開後の年金闘争について意思統一をはかり、一月二五日、「福祉切り捨て予算・年金改悪反対中央総決起集会」を開いた。二月七～八日に開催された第七二回臨時大会では三月上旬に年金改悪阻止中央総行動を組むこと、年金ストライキを設定することを決め、二月二〇日には全単産代表者会議を開き、三月四～七日、一三日に年金改悪阻止中央総行動を実施し、三月一九日に年金改悪阻止統一ストライキをおこなうことを決定した。また、二月二六日には、昼間は中小労働者デーのなかで年金改悪反対の厚生省交渉をもち、夜は東京都体育館で「反行革・年金改悪反対」の一万人数集を開いた。三月四～七日、一三日の中央総行動は全国からの中央動員をふくめ、連日、決起集会、国会請願・デモをくり返した。三月七～八日には都内で宣伝パレード、全国各地でもチラシ配布の大量宣伝行動を実施した。三月一九日の年金統一ストライキには、二一単産がストライキないし時間内職場集会による実力行使で参加、ほかに一六単産が時間外集会を

おこなうなど、さまざまな行動を展開、年金改悪反対の強い意思を表明した。この間、国民春闘共闘会議も一月一〇日に第二回目の生活制度対策委員会を開き、年金闘争の進め方を確認、二月一九日には「政府の年金改正案・福祉抑制予算案に反対する」春闘単産代表者会議をもち、二月二六日には総評とともに「年金改悪反対」の統一行動を組み、参議院議面で集会をおこなった。その後、三月四日、一二日、一九日にも参議院議面集会をおこなっている。

参議院の社会労働委員会で年金の実質審議が始まった段階から終盤までのあいだに、総評は四月四日、「八五春闘勝利・年金改悪反対中央総決起集会」を日比谷野外音楽堂で開き、五日には「年金改悪反対・単産代表者会議」をもち、一六日には「年金改悪反対全国統一行動」を実施した。参議院での審議が最終のヤマ場を迎えた二二日には、単産代表者会議を開催、参議院議面での行動を盛り上げた。一方、国民春闘共闘会議は、二月末から参議院社会労働委員会の開催日などには参議院議面行動を継続し、三月二六日、四月二日、九日、一六日、二三日と積み重ね、集会と議員への要請をねばり強くおこなった。総評は年金改革の修正案、政府原案が参議院および衆議院の本会議で可決・成立した二四日、「国民年金保険法等の一部改正の成立にあたっての声明」を発表、「全国民の意向を完全に無視した国民、厚生年金改悪案の成立に断固として抗議し、延長国会後もひきつづき年金改悪反対の闘いをつづける」ことを明らかにした。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
